

平成27年第1回（3月）定例会 産業建設常任委員会報告書

| 議案番号 | 議案の名称 | 審査結果 | 採決日 |
|--------|--|----------------|------|
| 議案第17号 | 平成27年度宝塚市水道事業会計予算 | 可決 (全員一致) | 3月6日 |
| 議案第18号 | 平成27年度宝塚市下水道事業会計予算 | 可決 (全員一致) | |
| 議案第20号 | 平成26年度宝塚市水道事業会計補正予算 (第1号) | 可決 (全員一致) | |
| 議案第40号 | 宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の 一部を改正する条例の制定について | 可決 (全員一致) | |
| 議案第41号 | 宝塚市斜面地建築物の制限に関する条例の 一部を改正する条例の制定について | 可決 (全員一致) | |
| 議案第42号 | 宝塚市空き缶等の散乱防止及びその再資源 化の促進に関する条例の全部を改正する条 例の制定について | 修正可決 (賛成多数) | |
| 議案第43号 | 宝塚市環境衛生事務手数料条例の一部を改 正する条例の制定について | 可決 (全員一致) | |
| 議案第44号 | 宝塚市農業共済条例の一部を改正する条例 の制定について | 可決 (全員一致) | |
| 議案第45号 | 宝塚市消防本部及び消防署の設置等に関す る条例の一部を改正する条例の制定につい て | 可決 (全員一致) | |
| 議案第46号 | 宝塚市水道事業及び下水道事業の設置等 に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて | 可決 (全員一致) | |
| 議案第47号 | 宝塚市水道事業給水条例及び宝塚市下水道 条例の一部を改正する条例の制定について | 可決 (全員一致) | |
| 議案第50号 | 市道路線の認定について | 可決 (全員一致) | |
| 議案第51号 | 市道路線の認定について | 可決 (全員一致) | |
| 議案第52号 | 市道路線の認定について | 可決 (全員一致) | |
| 議案第53号 | 市道路線の認定について | 可決 (全員一致) | |

| 議案番号 | 議案の名称 | 審査結果 | 採決日 |
|--------|-----------------------------|--------------|------|
| 議案第54号 | 市道路線の認定について | 可決 (全員一致) | 3月6日 |
| 議案第55号 | 市道路線の認定について | 可決 (全員一致) | |
| 議案第56号 | 市道路線の認定変更について | 可決 (全員一致) | |
| 議案第57号 | 市道路線の認定変更について | 可決 (全員一致) | |
| 議案第58号 | 農作物共済に係る無事戻しについて | 可決 (全員一致) | |
| 議案第67号 | 財産(市道1509号線道路改良事業用地)の取得について | 可決 (全員一致) | |

審査の状況

① 平成27年 3月 3日 (議案審査)

- ・出席委員 ◎井上 きよし ○中野 正 石倉 加代子 伊福 義治
大河内 茂太 坂下 賢治 たぶち 静子 藤本 誠

② 平成27年 3月 6日 (議案審査)

- ・出席委員 ◎井上 きよし ○中野 正 石倉 加代子 伊福 義治
大河内 茂太 坂下 賢治 たぶち 静子 藤本 誠

③ 平成27年 3月23日 (委員会報告書協議)

- ・出席委員 ◎井上 きよし ○中野 正 石倉 加代子 伊福 義治
大河内 茂太 坂下 賢治 たぶち 静子
- ・欠席委員 藤本 誠

(◎は委員長、○は副委員長)

平成27年第1回（3月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第17号 平成27年度宝塚市水道事業会計予算

議案の概要

平成27年度水道事業会計予算について、地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を得ようとするもの。

平成27年度予算の概要

| | |
|-----------|--|
| 業務の予定量 | 給水戸数 10万2,400戸 年間給水量 2,587万1千m ³ 一日平均給水量 7万686m ³ |
| 主な建設改良事業 | 武庫川右岸地区新水源開発事業 28億4,500万円 管路更新事業 2億7,000万円 基幹施設耐震化事業 1億2,800万円 |
| 収益的収入及び支出 | 事業収益 49億9,065万9千円 事業費用 47億8,508万2千円 収支差引 2億557万7千円の黒字 |
| 資本的収入及び支出 | 資本的収入 30億194万円 資本的支出 63億6,327万円 収支差引 33億6,133万円の不足 当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補てん |

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 収益的支出の内訳で人件費が4千万余増額されているが、その内容は。阪神水道企業団からの受水に関するものか。

答1 欠員補充で平成26年度当初予算の95名から98名と3名増員していることによるもの。阪神水道企業団からの受水に関する増員については、収益的支出ではなく資本的支出の中の事務費で計上し、5名増員している。

問2 委託料の1千万円余の増額は経営戦略策定のためということだったが、どういう内容か。

答2 経営戦略策定のためコンサルタントに委託を考えており、1千万円の予算を計上している。委託料についてはそれが前年比増の主な要因となっている。

問3 資本的収入のなかで企業債が大幅にふえており施設整備、配水管整備のためとあるが、ここにきて大幅に計上する理由と施設整備の内容は。

答 3 増額の主な要因は2つあり、1つは阪神水道企業団からの受水に関し平成27年度に着工する工事にかかる費用17億2,700万円の企業債借入と、管路用地等の取得費7億1千万円の企業債借入の合計24億3,700万円、またもう1つは局庁舎移転にかかる実施設計委託料として約4,800万円を計上していることによる。

問 4 武庫川右岸地区新水源開発事業の約28億円の内容は。

答 4 武庫川右岸新水源開発事業の約28億円については阪神水道企業団からの受水にかかる建設改良費で、そのうち施設整備費として管路の工事費17億2,700万円、それと加入負担金、用地費、管路取得費を計上している。

問 5 阪神水道企業団からの受水にかかる全体の経費の中で平成27年度分はどれだけか、また、当初予定どおりのスケジュールでいけるのか。

答 5 全体の事業費は工事費、負担金合わせ総額約75億円、そのうち平成27年度は約34億円。今の計画では全量約27,000トンのうち1万トンを平成29年度当初から一部受水、平成30年度当初から全量受水としている。平成27年度予算では、平成29年度の一部受水に向け管路の整備を予定している。

問 6 平成28年度中には阪神水道企業団から一部受水するための大まかな配水管工事は完了するのか。

答 6 現在の予定では平成28年度末で塔の町配水池までの配管を完成させたい。そして、平成29年度には逆瀬川の方まで延伸したい。

問 7 以前は人件費の経費削減により水道料金値下げ分の2千万円をカバーするという話であったが、平成27年度は3人増員することをどう考えているのか。

答 7 今回の3名増は欠員補充の1名と管理職において事務取扱と兼務になっているものを解消するためのもの。平成25年度から26年度にかけては実質10名減しており、今回阪神水道企業団からの受水関係の事業等が増大する中で、兼務等を解消した体制をとりたいと考えている。従来からの経費節減の基本的な方向性は変わっていないので、今後も減できるところは減し、再任用職員を活用する等により、総額の削減等に引き続き取り組む。

問 8 阪神水道企業団から受水することになり経費がかさんでいくのではないかと。今までの井戸方式と比べてトータルで考えるとどうなのか。5年後10年後積み上げて行った結果予定より経費がかかる可能性もある。経費節減を守り、いい水が供給できるようしっかりとやってもらいたい。

答 8 阪神水道企業団から受水しない場合、小林・亀井両浄水場の建てかえ整備をしなければならない。阪神水道企業団から受水するための人員増というわけではなく、

右岸地区の安定的な水源確保のためには、いずれにしてもこの程度の人員は必要となるものである。

問 9 料金業務を委託しているが、今現在滞納者はどれくらいで、どんな対応をしているのか。

答 9 平成 25 年 10 月から包括的に料金業務等の委託をしているが、平成 25 年度決算で現年度収納率は約 99%と、ほとんど未納者はいない。未納への対応については直営の時と変わらず、電話及び訪問での納付相談等を未納が起きないようにきめ細かく行い、実際給水停止等の措置もあるが、その時もすぐ相談を行いほとんどが支払をしてもらっている。

問 10 給水停止により支払いをしてもらっているとのことだが、生活実態を把握した上でのことか。委託するにあたり行政側も把握し指導すると当初言っていたが、強制的に取り立てを行うようなことがないよう、困っている方にはきっちり対応してもらいたい。

答 10 委託業者から定期的な報告はもらっている。ほとんどが払い忘れへの対応であり、強制的な取り立てを行っているということは聞いていない。

問 11 昨年の災害時に、水道を引いていないから給水車を出せないと言われたケースがあったと聞いた。結果的には給水したとのことだが、今後そういうことがないよう、水道を引いていなくても給水するのか。

答 11 昨年の件は、話を聞いて早急に局として対応するよう給水車を準備した。今後とも災害実態により、給水車やボトルなど状況に応じた給水支援を心がけていく。

問 12 収益的支出の中で、動力費が前年比 113.9%と上がっており電気料金値上げのためとあるが、局庁舎建てかえの際に太陽光パネルを設置する等、今後の対策は考えているのか。動力費を抑える方法を研究してもらいたい。

答 12 防災担当とも協議が必要であるが、局庁舎の建てかえ事業での太陽光パネルを設置や浄水場等水道局で持っている土地への太陽光パネル設置等考えていきたい。

| | |
|------|----------|
| 自由討議 | なし |
| 討 論 | なし |
| 審査結果 | 可決（全員一致） |

議案番号及び議案名

議案第18号 平成27年度宝塚市下水道事業会計予算

議案の概要

平成27年度下水道事業会計予算について、地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を得ようとするもの。

平成27年度予算の概要

| | |
|-----------|---|
| 業務の予定量 | 年度末水洗化人口 23万1,100人 |
| | 年間総処理水量 2,801万3,640m ³ |
| | 一日平均処理水量 7万6,540m ³ |
| 主な建設改良事業 | 公共下水道雨水整備事業 1億3,740万円 |
| | 公共下水道汚水整備事業 1億7,860万円 |
| 収益的収入及び支出 | 事業収益 43億6,812万1千円 |
| | 事業費用 44億8,935万3千円 |
| | 収支差引 1億2,123万2千円の赤字 |
| 資本的収入及び支出 | 資本的収入 19億628万8千円 |
| | 資本的支出 34億4,794万9千円 |
| | 収支差引 15億4,166万1千円の不足 |
| | 当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補てん |

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 特名随意契約している委託契約の中で入札に移行できるものはないのか。

答1 特名随意契約の理由は、設置したメーカーによる点検など、技術的ノウハウ等を反映させるためであり、現在特名随意契約をしているものは長期継続契約のものがほとんどである。今後、契約期間が終了する段階で入札できるものはないか、各委託内容について精査していきたいと考えている。

問2 下水道会計の予定キャッシュ・フロー計算書によると他会計から6億円借り入れているが、その根拠は。期末残高が5億円となっているが、6億円借り入れる必要はあるのか。監査の指摘にもあるように、余分な利息を払うことになるのでは。

答2 下水道会計は6年間赤字で、平成25年度末の資金残高はマイナスになった。平成26年度以降の経営シミュレーションで平成26年度は約6億円の資金不足見込みとなったため、それを埋めるための長期貸し付けを水道事業会計から受けることとした。ただし、この6億円の長期借入をしても、期末にはなお6億円の資金不足が見

込まれるため、平成 27 年度にも 6 億円の長期借入をすることとしている。また、平成 27 年度の期末残高の約 5 億円は平成 28 年度の予算を組む際に必要な資金である。支出においても、資本費平準化債の借りかえによる増なども見込まれ、予算では収入ベースで多く見積もっているが、現実はもっとシビアな数字になると考えている。

問 3 赤字体質解消のため、今後下水道料金の値上げの考えはあるのか。赤字解消の手立てをしないことは、問題を先送りにしているだけではないか。値上げには反対だが、今後の方針はあるのか。

答 3 平成 26 年 3 月に、上下水道事業審議会に下水道事業のあり方について諮問し、今月中に答申が出される予定と考えている。下水道料金だけでなく事業全体の経費削減の方向性や、一般会計からの繰り出し金のあり方など、いろんな方面から議論いただいている。答申を受けた後、できるだけ早く対応していきたい。

| | |
|------|----------|
| 自由討議 | なし |
| 討 論 | なし |
| 審査結果 | 可決（全員一致） |

議案番号及び議案名

議案第20号 平成26年度宝塚市水道事業会計補正予算(第1号)

議案の概要

宝塚市病院事業会計に対して長期貸付を行うため、平成26年度宝塚市水道事業会計予算について、第1款資本的支出の既決予定額33億743万2千円を7億円増額し、40億743万2千円にしようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 管路の更新率が3%と遅れているが、そんな中、市立病院へ貸し付けをすることについてどう考えているのか。

答1 水道基幹施設の耐震化、老朽管路の更新はまだ進んでいないことは十分認識しており、今後早期に更新率を上げていくよう取り組む方向だが、今回病院事業から依頼があり検討した結果、現時点では資金計画上なんとかできると判断し貸し付けることとした。

問2 市立病院ではMR装置の増設や放射線治療開始等行うと聞いている。水道事業において、管路の更新も順調なら問題ないが、病院の施設拡充の方が大事だという判断か。

答2 耐震化や管路の更新を一旦置いて病院事業に貸し付けするという考えではなく、耐震化等の事業は従来どおり進め、なおかつ平成30年以降は今まで以上にスピードを上げて対応する計画である。病院事業への長期貸付期間中、阪神水道企業団からの受水に関する事業費も膨らむが、水道資金は一定確保できると判断した。

問3 管路更新率3%というのは妥当と判断しているのか。

答3 更新率3%は低いとは思う。しかし、現在約9割の管路が一定程度の地震に耐える鋳鉄管を採用しており、その3%というのはそれを超える阪神淡路大震災級の大地震を勘案した時の対応率であり、基幹施設以外の水道施設の耐震化率である。国の求めているのは基幹施設の耐震化であり、市は基幹施設以外の施設の耐震化も進めていく。

問4 基幹施設の耐震化率はどの程度か。

答4 基幹施設の耐震化率は平成26年度で10%程度、平成27年度予算で11%程度まで上げたいと思っている。

問5 一般会計から市立病院へ貸し付けるべきではないか。

答5 市の一般会計も余裕がなく、3月補正で単年度収支均衡を図るため国保会計に6億円近く繰り出ししており、財政調整基金も4億1,900万円取り崩している。今回の件は市内部のグループファイナンスという考えで水道事業に相談したもの。

自由討議 なし

討 論 なし

審査結果 可決（全員一致）

議案番号及び議案名

議案第40号 宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の制定
について

議案の概要

建築基準法、マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正及び長期優良住宅の認定要領の改正に伴い、条例の一部を改正しようとするもの。

改正の内容は、まず、建築基準法の改正により、構造計算適合性判定を建築主事等の審査から独立させることとなったことから、構造計算適合性判定手数料の規定を削除するとともに、法に規定する建築物の新築などをする場合において、当該建築物が国土交通大臣の定める基準に適合していると建築主事が認めたときは、当該建築物の建築主が法に規定する検査済証の交付を受ける前においても、当該建築物を仮に使用することができることとされたことから、当該認定申請に係る審査手数料を新設しようとするもの。

また、マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部改正により、同法に規定する要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションで、一定の敷地面積を有し、特定行政庁が市街地の環境の整備改善に資すると認めて許可したものの容積率が緩和されることとなったことから、当該許可申請に係る審査手数料を新設するとともに、住宅性能表示制度の改正に伴い長期優良住宅の認定要領が改正され、住宅性能評価書を活用した長期優良住宅の認定ができることにされたことから、当該認定申請に係る審査手数料を新設しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 今後、公の機関は構造計算適合性判定をせず、すべて民間の機関が行うようになるということか。手数料削除とはそういう意味か。

答1 そのとおりで、今後は申請者が構造計算適合性判定機関に判定を求め、その結果をもって建築主事等が建築確認することとなった。今まで建築主事が判定機関に求めていた適合判定を、今後は申請者が直接適合判定を求めて、建築主事はその結果を確認することになるので、市への手数料が不要になる。

問2 仮使用承認制度の民間活用ということで、具体的に宝塚市で該当するものはあるのか。

答2 検査済証の出る前に工事中の特殊建築物の仮使用を承認するのは今まで特定行政庁等のみであったが、今回民間の指定確認検査機関が認めることもできるようになり、法の仮使用の承認という言葉が認定に改められたため、条例の整備をするもの。仮使用は仮に使用したいという申請があつてから承認するもので、宝塚

| |
|---|
| <p>市で仮使用申請が行われることはそんなに多くはない。</p> <p>問3 マンションの建替えの円滑化ということで、耐震性の不足する老朽化した建物は、市内に何棟あるのか。</p> <p>答3 棟数として、昭和56年以前の旧耐震診断基準のマンションは100棟程度である。</p> <p>問4 100棟あれば、いろんな問題が生じてくる。法改正で耐震性が不足するマンションで、区分所有者の5分の4の賛成があれば建てかえできることになるが、残りの5分の1の意見はどうなるのか。反対しても追い出されることにならないか。</p> <p>答4 国から出ている資料では、全国で旧耐震診断基準の建物は106万戸あり、東南海地震に備え改修を進める必要があるが、そのうち1万4千戸しか改修されていない。5分の1の区分所有者の意見を無視する形になるが、何とか改修を進めていかないとならないということでの国の方策である。市としては申請が出てくれば対応するしかない。</p> <p>問5 この条例改正は手数料の一部改正であるが、マンションの建てかえという市民の問題について行政側で何か対応や支援はあるか。</p> <p>答5 マンションの建替えの円滑化等に関する法律に関する問い合わせがあれば情報提供や法律の経緯を十分説明し、円滑に事業が進む支援を考えている。</p> |
| <p>自由討議</p> <p>委員A マンションの建替えの円滑化等に関する法律は国の法律であり、今回の条例改正とは直接関係ないのでは。</p> <p>委員B 住宅事務手数料の条例なのでその条例改正には賛成だが、そうした問題が生じるとということ、また5分の1の方の救済は必要という意見である。</p> |
| <p>討 論</p> <p>(賛成討論)</p> <p>討論1 いろいろ確認したが、5分の4の賛成でマンションの建てかえが可能になる、5分の1の区分所有者の意思に反し、いわば強制的に売却され生活基盤が失われる、そういった中で特に高齢者が新しいマンションの資金が用意できないような場合は追い出されることになるという懸念がある。永住を考えついで住みかたと考えている人には不安が残るので、何らかの救済を考えて欲しい。</p> |
| <p>審査結果 可決 (全員一致)</p> |

平成27年第1回（3月）定例会 産業建設常任委員会報告書

| | |
|--|---|
| 議案番号及び議案名 | |
| 議案第41号 宝塚市斜面地建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 議案の概要 | |
| <p>建築基準法の一部改正により、地階に係る容積率の制限を緩和する対象建築物に老人ホームなどが加えられたが、斜面地に建築される建築物とその周辺地域の良好な環境の確保を図る必要があることから、容積率の算定における地盤面の設定について、条例において制限の対象とする建築物に老人ホームなどを追加するため、条例の一部を改正しようとするもの。</p> | |
| 論 点 妥当性について | |
| <質疑の概要> | |
| 問1 | 老人ホームなどを新たに追加することだが、地階に係る容積率の算定における地盤面の設定の際、制限の対象とする建築物でもうほかに漏れはないか。 |
| 答1 | 容積率の緩和に関し、これまでは建築基準法で住宅に限られていたものが今回法改正で老人ホーム等が加えられたので、それに合わせて条例で制限しようとするものであり漏れはない。 |
| 問2 | 斜面地の建物で現状、景観等の邪魔になっている建物は、市内では今回規定の建物を条例で押さえておけば満足か。 |
| 答2 | 平成19年の条例制定当時はマンションが斜面地にそそり立つという議論があったが、最近特にそういう事例はない。マンションと同じような形状の老人ホームが今回建築基準法で緩和されることになったので、条例の制限としても加えることとする。 |
| 自由討議 | なし |
| 討 論 | なし |
| 審査結果 | 可決（全員一致） |

平成27年第1回(3月)定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第42号 宝塚市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例の全部を改正する条例の制定について

議案の概要

空き缶などの再資源化について一定の仕組みづくりがなされる一方、路上喫煙の危険性に対処する必要がある、という社会情勢の変化に対応するため、条例の全部を改正しようとするもの。

改正の主な内容は、空き缶などの再資源化に関する規定を削除する一方、散乱ごみのぽい捨てについては改正後も規定し、また、新たに路上喫煙の危険性に対応するため、路上喫煙の禁止を努力義務で規定し、さらには、人の往来の多い場所での路上喫煙を禁止する区域を設定し、区域内で違反した者への是正命令、命令に違反した者への過料の徴収を定めようとするもの。

論 点 条例の妥当性について

<質疑の概要>

問1 監視しないと違反者を発見できないのではないかと。監視体制はどうするのか。

答1 広報たからづかにより周知するとともに、立看板や路面標示などにより周知する。また、業者に委託し、巡回指導し、周知を図る。

問2 市内各駅前等での喫煙や歩きたばこなど、禁止区域以外での喫煙に対して、実効性を高める策はあるか。

答2 歩きたばこをしないことは市内全域での努力義務の規定となる。市内全域の巡回は困難であるため、啓発をしっかりと行うことが取り組みの中心となる。各駅等の喫煙スペースについては、今までも民間との協働により設置してきており、今後も研究していく。

問3 巡回については、業者委託するとのことであるが、トラブルとなることもある。腕章等を着用し、2人1組で実施するなど安全な方法で行う必要があるが、どのように考えているか。

答3 平成27年7月1日の施行以降、委託による巡回啓発を行い、平成28年度から過料を科すということをPRする。トラブルのないように対応したい。

問4 過料について、積極的に徴収していかないと、条例が軽くみられるのではないかと。過料をどう担保できるか。

答4 過料を取ることが目的ではない。モラルの問題として啓発に努め、①命令、②過料の2段階で行うこととなる。厳しく取り締まりを行うかどうかは、平成27年

度の状況を踏まえ検討したい。

問5 業者に委託する内容はどのようになるか。

答5 市の者であることがわかるよう、ジャンパーや腕章などを着用し、この条例の啓発のため巡回していることがわかるように実施する。月に10日から14日、1日あたり3時間から5時間程度の巡回を、時間帯を分けて実施したいと考えている。

問6 この条例の成果が上がれば、今後、重点区域を広げることになるのか。

答6 条例の周知により、重点区域以外でも一定の効果があると考えている。重点区域は1カ所から開始し、十分な周知啓発を行いながら効果を上げていきたい。重点区域の拡大等は、今後、取組状況を見ながら検討していく。

問7 過料を科している他市は、制度運用に多くのコストがかかっているが、本市としては、どれくらいのコストをかけるのか。

答7 過料の徴収は委託業者ではできないため、市職員の身分を持つ者での対応となり、神戸市や芦屋市は数千万円のコストで実施している。特例市と阪神間で同様の条例を制定している市のうち、実際に過料を徴収しているのは4市であり、それ以外は徴収をせずに効果を上げている。本市としてもできるだけコストをかけずに、条例の目的を達成していきたい。審議会においても、過料は必要であるが徴収するかどうかは別との議論であった。

問8 過料を徴収するかどうかとは別に、巡回するにはコストがかかる。「宝塚市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例」に資源ごみ持ち去り禁止の条項を加える際には、コストがかかるという理由で過料を規定せず、巡回しないことにしたのではなかったか。

答8 資源ごみ持ち去り禁止は、条例に持ち去り禁止を規定することにより、市民が業者に対して抑止することができるようになる。また、業者間の牽制により、持ち去りを減らすことができるとの議論もあり過料の規定はしなかった。今回の「宝塚市ぽい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例」については、市民間での牽制を求めるものではないため、過料を規定し、啓発していく中で路上喫煙をなくしていこうという考えの条例である。

問9 資源ごみの持ち去りについては、罰則なしで抑止力を持たせている。この条例も、コストがかからないよう、まずは罰則なしで施行して、効果が上がらなければ罰則を設けるといふ二段階の運用はできないか。罰則で過料を規定すれば徴収しなければならないのではないか。

答 9 資源ごみの持ち去り禁止は特定の業者が対象であり、条例があることにより市民の目が抑止効果となることが期待できる。ぼい捨て及び路上喫煙の防止については、路上喫煙の抑制を担保するため、抑止効果として過料を規定するものであり、喫煙者の理解も必要なことから、条例の周知に一定の経費は必要となる。職員を雇用して過料を徴収するかどうかは、平成 27 年度の状況をみて判断する。

問 1 0 この事業に関するコストの想定は。

答 1 0 平成 28 年度以降のランニングコストとして、内部では啓発看板等の設置費用などの管理費用として年 2,800 万円程度を想定している。過料徴収に関するコストについては、他市の事例では巡回職員 1 人あたり 300 万円から 400 万円程度かかっているが、現在、実施体制が未定のため総額は算定できていない。

問 1 1 罰則の内容は過料の徴収ではなく、氏名の公表でもよいのではないか。

答 1 1 条例施行から平成 28 年 4 月 1 日の罰則の適用までの 9 カ月間で周知及び検証し、その間職員でも巡回等を行い、コストをかけて過料を徴収するべきかどうかの判断をしていきたい。コストをかけることになれば、予算議案として再度議会の議決が必要となるものと考えている。

問 1 2 審議会での罰則の議論に際して、過料の定めをすれば、費用がかかることは説明したか。

答 1 2 資料として他市の事例を紹介し説明している。

問 1 3 市の職員が過料の徴収にあたる場合は、コストはかからないのではないか。

答 1 3 徴収にあたっては嘱託職員等に市の職員である証明証を発行してあたることになり、必要に応じて担当部局の職員が対応する場合は、別途コストは発生しない。ただし、他の業務もあるため、常時対応することは困難である。

<委員から修正案の提出>

(修正案の概要)

条例第 14 条の罰則規定を削除し、罰則の施行を平成 28 年 4 月 1 日からとする条例第 14 条の施行期日を規定している附則第 1 項ただし書を削除するもの。

<質疑の概要>

問 1 4 平成 28 年 4 月 1 日までの間の様子を見て、罰則規定の運用を検討するという、段階的な制度の運用をするという理解でよいか。

答 1 4 平成 27 年 4 月から罰則施行までの 1 年間は周知期間であるが、平成 27 年 7 月 1 日の条例施行からは、実際に職員等が中止命令を発することができる。また、

看板や路面表示など啓発も行うことになる。その結果路上喫煙等の状況が改善していれば、多額のコストをかけなくても効果があるということになるが、改善されなければ、しっかりと体制を組んで、コストをかけて行わなければならないということになる。1年間の状況を見て判断しようと考えている。

問15 ほかに過料を科す罰則を定めた条例はあるか。あれば、罰則の運用にあたり、巡回等のコストはかかっているか。

答15 少なくとも15条例は過料の規定を定めているが、届出違反や料金を違法な方法で免れた場合など事務手続上で判明した場合のものが多く、本条例のように秩序罰ではないため比較の対象とはならない。

また、現行の本条例である「宝塚市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例」についても、ぽい捨てに関して過料の罰則規定を設けているが、積極的な運用ができていないため、コストは発生していない。

問16 第14条を削除すると、現行の条例にある罰則の部分も削除されることになるか。

答16 今回の改正において、現行条例のぽい捨て防止重点区域の罰則に加え、路上喫煙防止の重点区域を追加する形になるため、第14条の罰則規定を削除すると、従前からあるぽい捨て防止重点区域の罰則も含め、削除されることになる。

問17 啓発により違反者がほとんどいなくなっても、罰則は残しておくのか。

答17 何を背景にして抑止効果があるかは分析する必要がある。過料が実効性を担保しているという分析があるのであれば、過料の規定は残しておくべきであると考えられる。効果があるから罰則をなくすということではない。

自由討議

委員A ある条例には抑止力を働かせるために罰則を設け、ある条例にはコストがかかるため罰則を設けないという考え方はどうかと思う。考えが統一されていないことは納得できない。

委員B 過料の規定により少しでも守ってもらえるようになるのであればよいのでは。平成28年度からの罰則施行であり、段階的に行うということの良いのではないか。

委員A 過料を設けると必ず過料徴収のためコストがかかることになる。

委員B 事業コストは当初2,800万円でも、その中には看板等の設置費用もあり、次年

度からは減額となるのではないか。

委員C 罰則があるから抑止力になるとのことだが、禁止区域を定めれば、罰則がなくても抑止力はあるのではないか。

委員D 罰則を設けてもコストがかからない方法もあるのではないか。

委員E 喫煙者からは相当額のたばこ税が納付されている。過料は必要ないのではないか。禁止区域を定めるだけでよいのではないか。

委員F 第14条を削除すると、現行のぼい捨て条例にある罰則による抑止力もなくなることになるのではないのか。仮に、この議案を否決すれば、現行のぼい捨て条例が残ることになる。そのような選択肢も考えられるのではないか。

委員A 重点区域を定めて取り締まりすることはよいことであるが、罰則規定を設けると必ずコストが発生する。罰則の施行は1年後であるが、今、罰則を認めると必ずコストがかかってくる。また、罰則が抑止力になっているとの判断となり罰則を削除することは不可能となる。まずは罰則を設けずに始めるべきではないか。

委員F 現行のぼい捨て条例で罰則を設けているが、コストをかけなくても抑止力が働いているなら、コストをかける必要はない。路上喫煙については、健康被害等もあり厳しくするのはしかたがない。罰則があるからと言ってコストをかけてしなくても。罰則をなくしてしまうと、抑止力をなくしてしまうことになるのではないか。その内容を過料ではなく、氏名の公表等に変更するという修正案なら理解はできるが。

<質疑の概要>

問18 年間2,800万円のコストについては、看板設置等の初期費用が含まれるため、次年度以降は減額となるということでしょうか。

答18 啓発のための看板等の費用については、一度設置すると次年度以降は減額となるが、積算では月に10日から14日程度の巡回啓発分の費用で考えており、回数をふやすと増額となる。

また、別途嘱託職員を雇って過料を徴収するとなれば、新たな人件費が発生するためその分は追加となる。

討 論

(修正案に賛成)

討論1 審議会の議事録によると、当初当局は過料は科さない考えであった。審議会の議論の中で実効性の担保のため過料の罰則を定めることとなったもので、コストをかけずにするというが、必ずコストはかかる。まずは過料なしで施行して、必要であれば罰則を設ければよいのではないか。

(修正案に賛成)

討論2 過料を定めても徴収している自治体は少ない。過料を徴収することが目的ではないというが、実効性の担保を期待しない条例をつくってしまうことの是非というのはあると思う。

(原案に賛成、修正案に反対)

討論3 審議会で時間をかけて検討してきたものである。コストをかけずに抑止力とする考え方であり、必ずコストがかかってくるものでもないと理解している。

(原案に賛成、修正案に反対)

討論4 段階的に運用を行うということであり、できるだけコストをかけないようにするという事なので原案の内容について理解できる。

審 査 結 果

議案第42号に対する修正案 可決 (賛成多数 賛成4人、反対3人)

修正部分を除く原案 可決 (全員一致)

平成27年第1回(3月)定例会 産業建設常任委員会報告書

| | |
|--|----------|
| 議案番号及び議案名 | |
| 議案第43号 宝塚市環境衛生事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 議案の概要 | |
| 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律が平成27年5月29日から施行され、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の題名が改正されることに伴い、同法を引用している条例の規定を整理するため、条例の一部を改正しようとするもの。 | |
| 論 点 | なし |
| <質疑の概要> | |
| なし | |
| 自由討議 | なし |
| 討 論 | なし |
| 審査結果 | 可決(全員一致) |

平成27年第1回(3月)定例会 産業建設常任委員会報告書

| | |
|----------------------|--|
| 議案番号及び議案名 | 議案第44号 宝塚市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案の概要 | 園芸施設共済事業における補償内容を拡充するため、農業災害補償法施行規則の一部等を改正する省令が平成27年2月1日に施行されたことにあわせ、本市の園芸施設共済についても、撤去費用の補償対象にプラスチックハウスなどを追加するとともに、園芸施設復旧費用に対する補償を新設するほか、農作物共済に係る共済細目書の提出期限の見直しを行うため、条例の一部を改正しようとするもの。 |
| 論 点 | なし |
| <質疑の概要> | |
| 問1 | プラスチックハウスというのはビニールハウスのことか。 |
| 答1 | ビニールフィルムを張ったものを言い、いわゆるビニールハウスのことである。 |
| 自由討議 | なし |
| 討 論 | なし |
| 審査結果 | 可決(全員一致) |

平成27年第1回（3月）定例会 産業建設常任委員会報告書

| | |
|--|--|
| 議案番号及び議案名 | |
| 議案第45号 宝塚市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 議案の概要 | |
| 消防行政サービスの向上及び消防体制の適正化を図るため、現在、西消防署の管轄である安倉北1丁目から5丁目まで、並びに米谷1丁目及び2丁目の区域を、東消防署の管轄へ移管するため、条例の一部を改正しようとするもの。 | |
| 論 点 地域の影響について | |
| <質疑の概要> | |
| 問1 | この改正により地域が混乱することもあると思うが、管轄外の消防署に連絡が入った時の対応は。 |
| 答1 | 今回の管轄の変更で各種届出や相談の際に混乱する場合は、提出された届出等は管轄外でも預かり担当部署で適切に処理し、次回からの届け出先等について丁寧に案内し対応する。 |
| 問2 | 市民への啓発が大事だと思うが、どのように取り組むのか。 |
| 答2 | 啓発については、市の広報誌やホームページに掲載するとともに、自治会連合会や防火担当者の講習会など各種ツール、いろんな機会を駆使し丁寧に説明を行う。 |
| 問3 | 救急の際に宝塚市、川西市、猪名川町の広域連携により出動すると聞いたが、市内の今後の連携計画はどうなっているか。 |
| 答3 | 平成27年度から2市1町で新たな救急応援出動体制をとり、救急事案や災害が連続した時に次に到達するまで時間を要する3エリア6地区をまず限定し推進することになったが、それによる効果が顕著になればさらに拡充する。今後の推進地域は現在具体的な設定がないが、約6カ月検証を行いながら進めていきたい。 |
| 問4 | 2市1町の連携はどうなるのか。地区を設定することによる消防・救急の効率は。火災の場合の体制は。 |
| 答4 | 現在2市1町の広域消防指令センターをすでに整備しており、直近隊編成ということですので効率という点では維持できている。また火災の場合も同じである。 |
| 自由討議 | なし |
| 討 論 | なし |
| 審査結果 | 可決（全員一致） |

平成27年第1回（3月）定例会 産業建設常任委員会報告書

| |
|--|
| <p>議案番号及び議案名</p> <p>議案第46号 宝塚市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> |
| <p>議案の概要</p> <p>武庫川右岸地区新水源開発事業の実施に向け必要となる水道法に基づく本市水道事業の変更認可申請に伴い、変更となる計画給水人口、及び1日最大給水量を改正するとともに、給水区域に関する所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。</p> |
| <p>論 点 なし</p> <p><質疑の概要></p> <p>問1 前回平成14年に改正しているが、最大計画給水量を条例で制定することにより、何がどう変わるのか。補助金の額等に影響するものか。</p> <p>答1 以前は変更認可申請を国に提出する際に条例を改正し、その写しの添付が必要だったが、最近申請事務の簡素化で条例の写しの添付が不要となっているので実質上は整合する必要はない。補助金を受ける際に必要となるのは、認可との整合である。</p> <p>しかし、認可は水道法に規定される手続きであり、一方条例は関係法令のもとに位置付けられるものであるため、認可内容と条例との整合が図られる必要があると考えていることから、今回条例の改正を行うもの。</p> <p>問2 最大計画給水量が減ることで国の補助金が減るのであれば、その数字の根拠をきっちり押さえる必要があるが、今回は認可との整合性の問題だけで条例の数字を変更するものか。</p> <p>答2 今回、条例の人口や水量を変えることで国の補助金や交付金が増減することはない。法令と条例の整合のためである。</p> |
| <p>自由討議 なし</p> |
| <p>討 論 なし</p> |
| <p>審査結果 可決（全員一致）</p> |

平成27年第1回（3月）定例会 産業建設常任委員会報告書

| | |
|--|--|
| 議案番号及び議案名 | |
| 議案第47号 宝塚市水道事業給水条例及び宝塚市下水道条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 議案の概要 | |
| 私債権である水道料金については、督促状発送に係る督促手数料を廃止し、水道料金と併せて徴収している下水道使用料について督促手数料を徴収するため、条例の一部を改正しようとするもの。 | |
| 論 点 なし | |
| <質疑の概要> | |
| 問1 | 督促状は何カ月経過したら送られるのか。 |
| 答1 | 例えば月初に検針する地区では、検針の2週間後に納付書が送付され翌月初めが納期限となっており、納期限後2週間で督促状を発送しているため、納付書発送の約1カ月後に督促状を発送している。 |
| 問2 | 水道料金は私債権、下水道料金は公債権であるが、今回の条例改正で何が変わるのか。 |
| 答2 | 水道料金は、市の債権管理条例で私債権となり、時効の成立したものは債権放棄の対象となる。また、私債権であれば督促手数料徴収の根拠がなくなるため、今まで水道事業供給条例に規定していた督促手数料の規定を削除する。 一方下水道料金は公債権であり市税と同じ取扱いであるため、下水道条例に督促手数料の徴収規定を追加するものである。 |
| 問3 | 時効が5年と2年という違いのある公債権と私債権を同時に徴収するのはおかしいのではないかと。別々で徴収はしないのか。 |
| 答3 | 実際水道料金と下水道料金を同時に請求しているが、料金の受け入れは各会計で分かれており、時効についても経理上債権に応じて明確に分け債権管理している。今回督促手数料を振りかえることで、水道料金のみ請求している場合は督促手数料が発生せず、下水道料金のみ請求している場合は督促手数料が発生することになる。 |
| 自由討議 | なし |
| 討 論 | なし |
| 審査結果 | 可決（全員一致） |

議案番号及び議案名

- 議案第50号 市道路線の認定について
- 議案第51号 市道路線の認定について
- 議案第52号 市道路線の認定について
- 議案第53号 市道路線の認定について
- 議案第54号 市道路線の認定について
- 議案第55号 市道路線の認定について
- 議案第56号 市道路線の認定変更について
- 議案第57号 市道路線の認定変更について

議案の概要

(議案第50号～第55号)

都市計画法第40条第2項による土地の帰属及び市所有地の道路新設に伴う管理引継により、市道路線の新規認定をしようとするもの。

(議案第56号～第57号)

隣接地の宅地開発行為が完了したことに伴う当該隣接地内の区間を追加するため、市道路線の認定変更をしようとするもの。

論 点 基本認定について

<質疑の概要>

問1 認定対象の道路の中で階段になっているものがある。大雨が降ると水が流れてくるのではないかと。階段についてはどのような基準になっているのか。

答1 階段上部から水を入れない、階段下で水を出さないことが基準。今回の案件については延長が長く、別途考える基準があり、階段横に切り込みを入れ外側の溝に流すことや踊り場に雨水枡を設置するなどの対策を行っている。

問2 階段下には雨水が多く流れてくると思うが、大きな排水管が入っているのか。

答2 下の道路の側溝に流すこととなり、通常の側溝で対応している。

問3 資料写真で見ると階段部分がコンクリートの打ちっぱなしになっているようだ。コンクリート打ちっぱなしの階段については、雨が降ると必ず滑るが問題ではないのか。

答3 現地を確認し、必要であれば滑り止めを取り付けるなどの対応を行う。現在、ガイドラインに滑り止めの具体的な対応方法を示していない。速やかに滑り止めについてガイドラインの見直しをし、指導を行う。

問4 階段の踊り場部分に手すりが付いていないが、今後つけるように対策できないか。

答4 現地を確認し必要な対応をする。

問5 踊り場部分の手すりについては、一方はついているが、両側に付けなくてはならないものか。

答5 両方にあることが望ましいが、ガイドラインには定めていない。安全上の問題もあるため、今後ガイドラインの変更をし、指導していきたい。

問6 階段の手すりの形状が道路によって違い、縦に細かく柱が入っているものと、そうでないものがある。柱の間隔が広いものは転落の危険があるのではないか。

答6 柱の間隔が広いものについては、手すりと平行にパイプが取り付けられており、安全上の対応はできている。現地を確認し必要であれば対応したい。

問7 以前にも指摘しているが道路上に電柱がある道路がある。配慮が必要ではないか。

答7 以前指摘を受けたのは歩道上の電柱であり、今回は車道路肩部分である。交差点から一定の距離もあり、やむを得ない位置であると考えている。

自由討議

委員A 階段の滑りにくい基準と転落防止の基準について、何らかの対応をすぐにとっていただきたい。

討 論 なし

審査結果

議案第50号 可決 (全員一致)

議案第51号 可決 (全員一致)

議案第52号 可決 (全員一致)

議案第53号 可決 (全員一致)

議案第54号 可決 (全員一致)

議案第55号 可決 (全員一致)

議案第56号 可決 (全員一致)

議案第57号 可決 (全員一致)

平成27年第1回（3月）定例会 産業建設常任委員会報告書

| | |
|----------------------|--|
| 議案番号及び議案名 | 議案第58号 農作物共済に係る無事戻しについて |
| 議案の概要 | 平成27年度において、平成24年度から平成26年度までの水稲に係る農作物共済について、対象予定者を325人、総額の限度額を28万2,000円として、無事戻しをしようとするので、宝塚市農業共済条例第36条第1項の規定により、議会の議決を求めるもの。 |
| 論 点 | なし |
| <質疑の概要> | <p>問1 平成25年度と平成26年度の比較で、収量が減少している理由は。</p> <p>答1 農家の規模により共済への強制加入の対象となる農家と任意加入となる農家があることから、加入しない農家がある。また、政府の政策による減反も理由の一つであると思われる。</p> <p>問2 平成25年度の被害筆数が9筆となっているが、もっとあったのではないか。</p> <p>答2 30%以上の被害があった耕地についてが補償の対象となり、被害が小さい耕地については対象とならないため9筆の被害となっているもの。</p> |
| 自由討議 | なし |
| 討 論 | なし |
| 審査結果 | 可決（全員一致） |

平成27年第1回（3月）定例会 産業建設常任委員会報告書

| | |
|--|--|
| 議案番号及び議案名 | |
| 議案第67号 財産（市道1509号線道路改良事業用地）の取得について | |
| 議案の概要 | |
| 本市北部西谷地域の切畑と玉瀬を連絡する市道1509号線の桃堂峠付近の道路改良事業に要する土地を取得しようとするもの。 | |
| 取得する土地の総面積 | 1万423.43平方メートル |
| 総取得金額 | 3,648万2,005円 |
| 相手方 | 兵庫県 |
| 論 点 なし | |
| <質疑の概要> | |
| 問1 | 計画区間をなぜ1区と2区に分けているのか。 |
| 答1 | 区間が900メートルと長く1回で工事ができないことから区間を分けている。また峠区間については、カーブが急であり、傾斜等のあることから危険な部分であるため、先行して工事を行い、一部でも早期に供用できるように考えている。 |
| 問2 | この道路は通学路にもなっているが、歩道はつくのか。 |
| 答2 | 2車線で、5.5メートルの車道に2メートルと75センチメートルの路肩を設置する。路肩部分を通行することができる。 |
| 問3 | 平成28年に新名神高速道路が開通する予定であるが、この工事の前倒しはできないか。 |
| 答3 | 一気に工事を行いたいが、峠区間に時間がかかり、全長900メートルを2年間で工事するのは困難である。危険な区間をできるだけ早く完成させたい。全体として、早く工事が完了するようには考えていきたい。 |
| 問4 | 新名神の工事車両も多く走っており、渋滞が起こることも想定される。安全に十分配慮していただきたいが。 |
| 答4 | 工事の影響は最小限になるように努め、地元にも説明をしていく。できるだけ安全に工事を進める。 |
| 自由討議 なし | |
| 討 論 なし | |
| 審査結果 可決（全員一致） | |

